

鳥獣害防除対策事業申請手続きの流れ

(電気柵等防除資材共通)

●鳥獣害防除対策事業に係る協議書の提出【別記様式第1号】

(事業主体→村)

※この事業の事業主体は、集落の農家組合とします。

※このため申請者は農家組合長となり、補助金の振込も農家組合の口座へとなります。

※添付資料として、電気柵の購入先からの見積書とパンフレット、設置場所のわかる図面を添付してください。



●事業補助対象内定通知【別記様式第2号】

(村→事業主体)



●電気柵等の購入、設置



●事業補助金交付申請兼実績報告書の提出【別記様式第3号】

(事業主体→村)

※実績報告書は、別紙に必要事項を記入し、請求書または、領収書の写しと施行前写真・完成写真を添付してください。

※別紙の補助金振込先欄には、農家組合の口座番号等を記入してください。



●事業補助金の額の確定通知

(村→事業主体)



●事業補助金の支払い(振込み)

(村→事業主体)